

高 監 委 第 3 5 号
令和5年8月18日

高島市長 福井 正明 様

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 廣本 昌久

令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、高島市監査基準に準拠し審査したので、次のとおり意見を提出します。

令和4年度高島市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

令和4年度決算に基づく健全化判断比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に基づき算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

健全化判断比率	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
① 実質赤字比率	—	—	12.63
② 連結実質赤字比率	—	—	17.63
③ 実質公債費比率	8.7	9.6	25.0
④ 将来負担比率	—	1.3	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

一般会計の実質収支額の合計は687,904千円の黒字であり、実質赤字は発生していないことから、比率は「—」となる。

② 連結実質赤字比率について

連結実質収支額の合計は5,184,039千円の黒字であり、連結実質赤字は発生していないことから、比率は「—」となる。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は8.7%で、前年度に比べ0.9ポイント改善しており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④ 将来負担比率について

将来負担額39,738,902千円に対して充当可能財源等42,251,469千円が上回ったことから、比率は「—」となる。

令和4年度高島市公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

令和4年度決算に基づく資金不足比率が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他の関係法令に基づき算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された、下記の資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

会 計 名		資金不足比率	経営健全化基準
法 適 用	水道事業会計	—	20.0
	下水道事業会計	—	
	病院事業会計	—	
	介護老人保健施設事業会計	—	

(2) 個別意見

公営企業における法適用企業会計は、いずれも資金不足は発生していなかったことから、比率は「—」となる。なお、各会計の剰余額は、水道事業会計では910,602千円となり、前年度に比べ5,241千円の減少、下水道事業会計では249,920千円となり、前年度に比べ12,267千円の増加、病院事業会計では3,066,819千円となり、前年度に比べ626,526千円の増加、介護老人保健施設事業会計では83,297千円となり、前年度に比べ651千円の増加となっている。

この比率は、公営企業の資金不足額を公営企業の事業規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものであるが、全ての会計において資金不足額が生じていないため、健全な状況を維持している。